

## 王寺町公式マスコットキャラクター着ぐるみ貸出規定

### (趣旨)

第1条 この規定は、王寺町公式マスコットキャラクターの着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）を使用する場合の取り扱いに関し、必要な事項を定める。

### (使用申込の提出)

第2条 着ぐるみを使用するもの（以下「使用者」という。）はあらかじめ王寺町公式マスコットキャラクター貸出申込書を、使用の2ヶ月前までに着ぐるみ管理者（以下「管理者」という。）に提出し、その承諾を得なければならない。申し込みは使用の1年前から受け付けるものとする。

なお、2ヶ月前までに使用の申し込みのない日に関しては、1ヶ月前を期日として先着順に申し込みを受け付けるものとする。

### (使用承諾の通知)

第3条 管理者は、使用者に対し、使用の2ヶ月前を目途に使用承諾（又は不承諾）の連絡を行う。

### (使用承諾基準)

第4条 管理者は、第2条の規定による申し込みがあった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合は、着ぐるみの使用を承諾しないものとする。

- (1) 王寺町の品位を傷つけ、または正しい理解の妨げになるとき。
- (2) 着ぐるみの正しい使用方法に従って使用しないとき。
- (3) 法令または公序良俗に反し、または反する恐れのあるとき。
- (4) 特定の個人、企業、政党または宗教団体を支援し、または公認しているような誤解を与え、または与える恐れのあるとき。
- (5) 営利目的の活動に使用するとき。
- (6) 7月及び8月における屋外での使用、または熱中症等の恐れのあるとき。
- (7) その他、管理者が着ぐるみの使用について不適切と認めたとき。

### (使用料)

第5条 使用料は無料とする。

### (使用上の注意)

第6条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 着ぐるみを第三者に譲渡、転貸しないこと。
- (2) 申込者の記載どおりに使用すること。
- (3) 使用期間を遵守すること。
- (4) 火気及び危険物の近辺で使用しないこと。
- (5) 雨天時に屋外で使用しないこと。
- (6) その他、管理者が特に付した条件に従って使用すること。

### (使用の承諾の取り消し)

第7条 使用者が、前条に定める事項を遵守しなかったとき、またはその他この規定に違反したときは、その使用の承諾を取り消すとともに、その使用者への貸与は行わない。

この場合、使用者に損害が生じても、管理者はその責めを負わない。

### (現状復帰)

第8条 着ぐるみを破損または汚損した場合は、使用者の責任と負担により、補修又はクリーニングを行い、現状に復さなければならない。

(管理者の責任)

第9条 着ぐるみの使用により、使用者が被った被害、または使用者が第三者に与えた損害に対しては、管理者は一切その責めを負わない。

(補足)

第10条 この規定に定めるもののほか、着ぐるみの取り扱いについて必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

この規定は、平成25年6月14日から施行する。

この規定は、令和6年8月16日から施行する。